

告 示

埼玉県告示第千三百二十二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十七年十一月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 要措置区域

別図のとおり（埼玉県ふじみ野市福岡二丁目千五百番七十五の一部）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

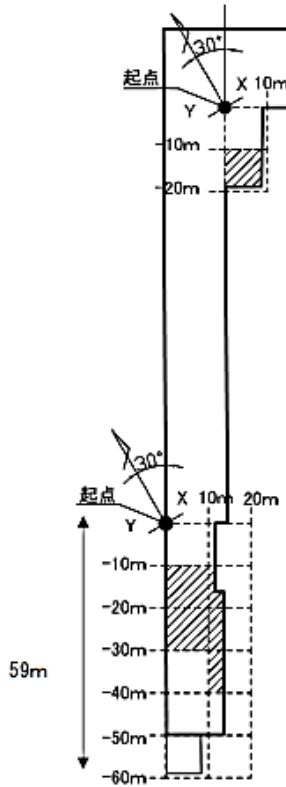
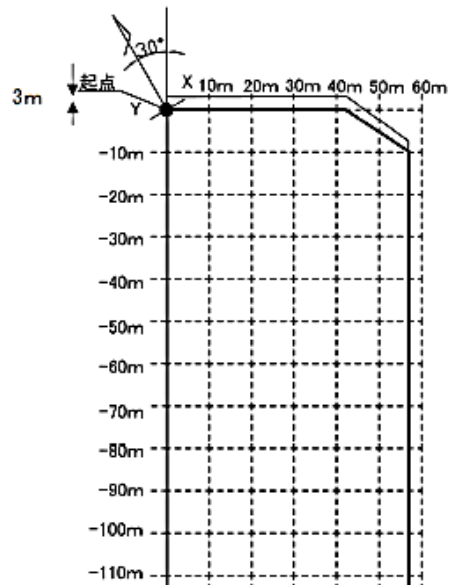
ほう素及びその化合物

三 講ずべき指示措置

地下水の水質の測定

起点
 起点は、ふじみ野市福岡二丁目 1500 番 75 の敷地境界北端から筆界に沿って南西へ 3 m の地点とする。

格子の回転角度 30 度
 起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m 間隔で引いた線により構成される格子を、起点を支点に右方向に回転させた角度を示す。



起点
 起点は、北緯 35 度 52 分 47 秒、東経 139 度 31 分 28 秒の地点とする。

起点
 起点は、ふじみ野市福岡二丁目 1500 番 75 の敷地南西端から筆界に沿って北東へ 59 m の地点とする。

- 凡例**
- : 調査対象地
 - : ふじみ野市福岡二丁目 1500 番 75 筆境界
 - ▨ : 要措置区域 (ほう素溶出量基準超過区画 373 m²)